

松江市告示第521号

松江市税賦課徴収条例施行規則(平成17年松江市規則第53号)第4条の2第2項の規定により、市民の福祉の増進に寄与する寄附金として指定したので同条第3項の規定により告示する。

令和4年11月18日

松江市長 上 定 昭 仁

記

法人又は団体の名称	主たる事務所等の所在地	事業所名	寄附金等の目的又は充てようとする事業名	寄附金等の名称	市民税における寄附金控除の対象期間
特定非営利活動法人(認定) あしぶえ	松江市八雲町平原481番地1	特定非営利活動法人 あしぶえ	松江市内で行われる演劇公演の制作及び上演事業	運営事業寄附金	令和5年3月5日から 令和10年3月4日まで